

新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニエンスストア等における
自動交付の実施に伴う特定個人情報保護評価書の変更及びパブリック・コメント
の実施について

区では、令和 3 年度に「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種及び新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務」についての評価書を作成し、特定個人情報保護評価を実施した。

この度、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（以下「接種証明書」という。）について国の指針に基づき、令和 4 年 7 月から接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付（以下「コンビニ交付」という。）を開始した。このことにより、現行の予防接種事務に新たな特定個人情報の取り扱いが生じたため、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の変更が必要となった。

については、下記のとおり特定個人情報保護評価の再実施を行うとともに、新宿区パブリック・コメント制度を活用し、既に公表している全項目評価書の記載を変更した全項目評価書（素案）に対する意見を募集する。

記

1 コンビニ交付の概要及び全項目評価書（素案）の主な変更内容

資料 1 のとおり

2 予防接種に関する事務における特定個人情報保護評価

(1) しきい値判断

令和 4 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳に基づく対象者数（全区民）が 340,877 人であることから、「新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱」第 4 条の規定に基づき『全項目評価』を実施する。

なお、『基礎項目評価』については、修正がないため実施しない。

(2) 全項目評価書の事後評価

特定個人情報保護の評価については、特定個人情報ファイルを保有する前または保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加える前に評価の再実施をすることを原則としているが、本件に関する評価の再実施については、特定個人情報保護評価に関する規則第 9 条 2 項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となり得ると国及び個人情報保護委員会が見解を示したため、事後的に評価を実施する。

3 全項目評価書（素案）について

(1) 変更箇所一覧

資料 2 のとおり

(2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種及び新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務 全項目評価書（素案）

資料 3 のとおり

(3) 用語解説

資料4のとおり

4 パブリック・コメントの実施

「特定個人情報保護評価指針」及び「新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱」第6条の規定に基づき、以下のとおり新宿区パブリック・コメント制度を活用し、全項目評価書（素案）に対する意見を募集する。

(1) 実施期間

令和4年9月15日（木）から令和4年10月14日（金）

(2) 周知方法

広報新宿（令和4年9月15日号）及び区ホームページにおいて意見募集を掲載

(3) 閲覧資料

- ・ コンビニ交付の概要及び全項目評価書（素案）の主な変更内容（資料1）
- ・ 変更箇所一覧（資料2）
- ・ 全項目評価書（素案）（資料3）
- ・ 用語解説（資料4）
- ・ 意見募集概要（資料5）
- ・ 新宿区パブリック・コメント意見用紙（資料6）

(4) 閲覧・配布場所

保健予防課（第二分庁舎分館1階）、区政情報課、各特別出張所、区政情報センター、区立図書館及び区ホームページ

(5) 意見提出方法

郵送・ファックス・窓口持参及び区ホームページにおいて受付

5 今後のスケジュール

令和4年	9月1日	情報公開・個人情報保護審議会（PIA 評価書の素案報告）
	9月14日	福祉健康委員会へ報告（パブコメ実施について）
	9月15日～10月14日	パブリック・コメント
	11月上旬～12月中旬	第三者点検、評価書再調整
令和5年	1月13日	政策経営会議
	2月2日	情報公開・個人情報保護審議会
	2月8日	福祉健康委員会へ報告（パブコメ実施結果について）
	2月	個人情報保護委員会へ評価書の提出
	2月	評価書の公表